

第 11 回規制支援審議会
議事要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

日時：令和 5 年 12 月 11 日（月）10:00 ～ 11:00

場所：Zoom によるオンライン会議

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、阿部委員、小田委員、樋渡委員、神田委員、（欠席：青木委員）

オブザーバー：（原子力規制庁）永瀬、成田、大野

事務局（原子力機構）：大井川、西山、丸山、天谷、外池、宗像、塙、中村、鬼沢、江坂

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）

配布資料リスト：

規審 11-0：第 11 回規制支援審議会 議事次第（案）

規審 11-1：第 11 回規制支援審議会 委員名簿

規審 11-2：第 10 回規制支援審議会 議事要旨

規審 11-3：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定の主旨

規審 11-4：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）

規審参 11-1：規制支援審議会の設置について（25（達）第 39 号）

規審参 11-2：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定
（案） 新旧対照表

議事：

1. 委員長の互選

委員長の選出に当たっては、委員から藤田委員を推薦する意見があり、各委員の賛同が得られたことから藤田委員に委員長をお願いすることとなった。また、本年度中に実施予定の第 12 回規制支援審議会の委員長についても、藤田委員をお願いすることで各委員の賛同が得られた。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）

原子力機構から、規審 11-3 及び規審 11-4 に基づき、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）を説明した。

委員から、共同研究と受託研究で本質的に違いがあるのか、そもそも安全研究において中立性・透明性は求められているのかについて質問があった。これに対し、原子力規制委員会からの受託事業で

は被規制側の影響を受けない形で実施しなければいけないこと、共同研究はその手前のところでデータを取るという取組であることを回答した。委員から、受託研究と共同研究の区別は難しい問題であり、事業者からの受託研究を実施することによって原子力機構としても最新のノウハウを得るなど利益になるものもあるのではないかと意見があった。これに対し、受託研究は成果の公表に関して委託側の了承を得る必要があるが、共同研究の場合は両方が研究成果の権利を持っているので、公表については相手側に確認する必要がないことを回答した（※事務局注：共同研究規程に「共同研究の成果は、あらかじめ他の当事者の同意を得て公表することができる。」との項目があり、実際には相手側の確認が必要）。委員から、原子力機構のような国の研究機関では、たとえ受託研究の場合でも、発表できる時期などについての何らかの制限はあったとしても、必ず成果を公表することが原則ではないかと意見があった。委員長から、受託研究と共同研究の概念を明確にするために、目的、契約形態、成果利用など様々な観点を総合し、引き続き検討するよう意見があった。

委員から、本ルールは国際的なルールとか国際的な慣習に沿ったものなのか、原子力機構独自の判断によるものなのかについて質問があった。これに対し、国際的な議論において、技術支援機関(TSO)が外部から影響を受けずに科学的アプローチを自由に追求する必要性が謳われていることを回答した。委員から、原子力機構という大きな研究機関としての立場では、規制側、事業者側の両方から委託を受けて研究することはあったと思うが、TSO という狭い組織としてのルールを適用しているのであればそういうこともあるかもしれないとの意見があった。

委員から、規審 11-3 の「2. 受託事業に従事させる者と従事させない者」の部分に、原子力事業者等からの出向者との記載があるが、規審 11-4 にはこの記載がなくという整理かという質問があった。これに対し、規審 11-4 の 2. (2)ではなく 2. (1)の部分に記載していることを回答した。

委員から、共同研究と受託研究の違いについて引き続き検討をお願いしたい、共同研究規程の中に共同研究の定義があると思うので、それとの関係をもって検討いただきたいとの意見があった。

委員長及び委員から、JAEA イノベーションハブの組織について質問があった。これに対し、理事長直下の本部組織の 1 つとしてイノベーション企画推進課などの 5 つの課で構成されており、共同研究の契約などは研究協力課で実施していることを回答した。

委員から、規審 11-4 の 2. において、「ただし、共同研究の実施に当たって、相応の分担のために必要な場合には、適切な額の金銭を提供・収受する。」とあるが、収受の場合だけでなく、提供も利益相反の観点で避けるべきとの判断をしているのかとの質問があった。これに対し、提供する場合も例えば格安な内容で金銭の提供が行われているなど原子力事業者等からの一種の便宜との疑いをもたれないよう、中身を適切に精査する仕組みに従っていくということであると回答した。委員から、前述の記載はただし書きではなく、独立な項目として書くべきものではないのかとの意見があった。

委員から、受託している原子力事業者等と共同研究する場合と、受託していない原子力事業者等と共同研究する場合で、確認の仕組みや確認者が同様・同程度でいいのかは検証・検討すべきとの意見があった。

委員から、原子力事業者等が原子力機構に研究を依頼する時に、その内容はほとんどの場合、原子力機構にとっても規制当局にとっても有用なはずであり、共同研究であろうと受託研究であろうと、共通の原則的考え方があるべきだと思うので、そこをもう少しクリアにしていきたいとの意見があった。

原子力規制庁から、規審 11-3 の最下部に「ただし、委託主である原子力規制委員会が認める場合にあってはこの限りではない。」という記載があるが、これを受ける手続きは何かとの質問があった。本件については、今後、具体的な手続きについて確認し、原子力規制庁に説明することとなった。

委員から、規審 11-4 の 1. 経緯の末尾に、「原子力規制委員会からの受託事業については、本資料の主要な要求を引き続き適用する。」との記載があるが、当然のことであり記載する必要はないのではとの意見があった。本記載は、削除することとなった。

3. その他

追加で意見等がある場合は、電子メールで事務局へ連絡していただく。また、事務局において本日の議事要旨の案を作成し、後日、各委員にご確認いただく。

以上